第十一規則　汚水の排出

1　海洋への汚水の排出は、禁止する。ただし、第三規則の規定が適用される場合及び次の場合は、この限りでない。

.1　船舶が、第九規則2.1の規定により主管庁の承認する装置を使用して粉砕及び消毒を行った汚水を最も近い陸地から三海里を超える距離の場所で排出する場合又は粉砕若しくは消毒を行っていない汚水を最も近い陸地から十二海里を超える距離の場所で排出する場合。貯留タンク内の汚水又は生きている動物を含んでいる区域から生ずる汚水は、いかなる場合にも、一度に排出してはならないものとし、船舶が四ノット以上の速力で航行している間に適当な速度で排出しなければならない。排出の速度は、国際海事機関の作成する基準に基づいて主管庁が承認するものでなければならない。

.2　船舶が、第九規則1.1に定める性能の要件を満たしていることを主管庁が証明した汚水処理プラントを作動させている場合において、

.1　その汚水処理プラントの検査結果が証書に記載されており、かつ、

.2　周囲の海水に視認することのできる浮遊固体及び変色が生じないこと。

2　1の規定は、いずれかの国の管轄の下にある水域において運航している船舶及び他の国から寄港している船舶であって、当該水域にある場合にその国の定める1層緩やかな要件に従って汚水を排出するものについては、適用しない。

3　汚水がこの条約の他の附属書の適用を受ける排出要件の異なる廃棄物又は廃水と混合している場合には、この附属書の規定に加えて、それらの他の附属書の規定にも従わなければならない。

第四章　受入施設

第十二規則　受入施設

1　締約国の管轄の下にある水域を航行する船舶及び当該水域にある寄港船に対し第十一規則1の規定に従うことを要求する当該締約国の政府は、汚水を受け入れるための施設であって航海に遅延を生じさせることなくこれを利用する船舶の必要に応ずるために十分なものが港及び係留施設に設けられることを確保する。

2　締約国の政府は、この第十二規則の規定によって設けられる施設が不十分であるとの申立てがあった場合には、その全ての申立てを国際海事機関に通報するものとし、同機関は、当該申立てを関係締約国の政府に通報する。

第五章　寄港国による監督

第十三規則　操作の要件に係る寄港国による監督

1　他の締約国の港又は沖合の係留施設にある船舶は、その船長及び乗組員が下水による汚染の防止に関する船舶における主要な手続に精通していないと信ずるに足りる明確な根拠がある場合には、この附属書に定める操作の要件に関して当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員が行う監督に服する。

2　締約国は、1に規定する場合には、この附属書に定める要件に適合する状況になるまで、船舶を航行させないための措置をとる。

3　この条約第五条に規定する寄港国による監督に関する手続は、この第十三規則について適用する。

4　この第十三規則のいかなる規定も、この条約に明示的に定める操作の要件に係る監督を行うこの条約の締約国の権利及び義務を制限するものと解してはならない。

付録　証書の様式

国際汚水汚染防止証書

決議ＭＥＰＣ．115（51）によって改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）に基づいて、……政府の権限の下に、……（条約によって権限を与えられた者又は団体の名称）が発給する。

船舶の要目（注１）

船名……

船舶番号又は信号符字……

船籍港……

総トン数……

船舶が運送することを認められる人の数……

国際海事機関船舶識別番号（注２）……

新船／現存船＊

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更、主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日……

注１　船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注２　決議Ａ．600（15）によって同機関が採択した国際海事機関船舶識別番号方式に従うこと。

＊　該当しないものを抹消すること。

この証書は、次のことを証明する。

1　この船舶が、条約附属書Ⅳ第９規則及び第10規則の規定により次の汚水処理プラント／粉砕装置／貯留タンク＊及び排出管を備えていること。

1.1　汚水処理プラントの型式……

製造者の名称……

汚水処理プラントが決議ＭＥＰＣ．２（Ⅵ）に定める排出基準に適合していることが主管庁によって証明されている。

1.2　粉砕装置の説明＊

粉砕装置の型式……

製造者の名称……

消毒後の汚水は、次の基準に適合している。……

1.3　貯留タンク設備の説明＊

貯留タンクの容積……立方メートル

位置……

1.4　受入施設に汚水を排出するための管であって標準排出連結具を取り付けたもの

＊　該当しないものを抹消すること。

2　この船舶が条約附属書Ⅳ第４規則の規定により検査されたこと。